

平成17年6月24日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目4番22号
シナノン株式会社
取締役社長 服部輝雄

第71期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の第71期定時株主総会において、次のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項 1. 第71期（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
2. 第71期（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 本件は、上記計算書類、定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 第71期利益処分案承認の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
（株主配当金は、1株につき12円）
- 第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第4条(公告方法) 本会社の公告は<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10条(名義書換代理人) 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>2. 本会社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示及びこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(略)</p> <p>第13条(株主名簿の閉鎖及び基準日) 本会社は毎年4月1日から同年4月30日まで株主名簿の記載または記録の変更を停止する。</p> <p>2. 前項の外必要ある場合にあらかじめ公告の上臨時に株主名簿の記載または記録の変更を停止し、または基準日を定めることができる。</p> <p>第14条(招集) 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。 2. 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第33条(株主配当金) 株主配当金は<u>毎営業年度末日現在の株主名簿及び実質株主名簿によってこれを支払う。</u></p>	<p>第4条(公告方法) 本会社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10条(名義書換代理人) 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>2. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。<u>以下同じ。</u>)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示及びこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(略)</p> <p>第13条(基準日) 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の外必要ある場合にあらかじめ公告の上臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第14条(招集) 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。 (削除)</p> <p>(略)</p> <p>第33条(株主配当金) 株主配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、新たに金崎幸男、本門俊一並びに谷内淳二の3氏が選任され就任いたしました。

なお、本門俊一氏並びに谷内淳二氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

第4号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任しました中村源治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、従来慣例等を勘案し、1,800万円以内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

第71期株主配当金は、同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、なるべく銀行取扱期間中（平成17年6月27日から平成17年7月29日まで）にお近くの取扱銀行でお受け取りください。

なお、銀行口座へ振込ご指定の方には、同封の「配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認」のとおりご送金いたしましたので、ご確認ください。

決算公告について

当社では、貸借対照表及び損益計算書を、当社ホームページに掲載いたしております。ホームページのアドレスは、次のとおりです。

<http://www.sinanen.com/ir/koukoku.html>

単元未満株式買増制度のお知らせ

単元未満株式買増制度について

当社では、単元未満株式をご所有の株主様が、単元株式（1,000株）への不足分をお買増しいただき、単元株式とすることができるようにしております。

買増手続きの概略は以下のとおりです。

< 買増請求手続きの概略 >

買増をご希望される株主様は、所定の請求書に株券（登録株式または不所持株式の場合は不要）を添えて名義書換代理人（みずほ信託銀行）事務取扱場所にご提出いただくとともに、必要な買増概算金を所定の口座にお振込みいただきます。必要書類及び買増概算金を受領した日より名義書換代理人は手続きを開始いたします。1株当りの買増単価は、手続きを開始する日の東京証券取引所における当社株式の終値（その日に売買取引がないときはその後最初になされた売買取引の成立価格）といたします。手続き開始日の翌日から起算して6営業日目に会社は買増代金を受領するとともに差額を精算し、株券を交付いたします。

< 買増請求停止期間 >

買増請求は、3月31日及び9月30日のそれぞれ12営業日前から当該日までの期間は取り扱いを停止いたします。その他、会社が定める一定期間買増請求の取り扱いを停止する場合があります。

< お問い合わせ先 >

買増請求用紙のご請求は、以下に記載されております名義書換代理人にお問い合わせ願います。

名義書換代理人お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
住所 東京都江東区佐賀一丁目17番7号
電話 0120 - 288 - 324
03 - 5213 - 5213

証券保管振替制度をご利用の株主様はお取引の証券会社窓口で手続きをおとりいただくこととなりますので、証券会社にお問い合わせ願います。

以 上